

ALPS 処理水の海洋放出に関する請願書

紹介議員 宇田 貴子



ALPS 処理水の海洋放出に関する請願

【請願趣旨】

2023 年 1 月 13 日、政府は福島第一原発で発生した放射能汚染水を多核種除去設備(以下、ALPS)で処理したのち「今年の春から夏ごろを見込んで」海洋放出すると発表しました。

しかし、関係者へ何の説明もなしに政府が一方的に海洋放出を決めたことに関し、福島県のみならず岩手県、宮城県、茨城県の漁業関係者らからも非難と不安の声が上がっています。

2015 年 1 月、ALPS 処理水は「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません」との経産大臣の文書確約と、「ALPS で処理した水は発電所敷地内タンクに貯蔵いたします」との東京電力社長の文書確約を受けて、福島県漁連は 2015 年 8 月末に苦渋の判断で、大量に発生し続ける汚染水を抑えるために低濃度の地下水をくみ上げて海へ流す「サブドレンと地下水ドレンの運用方針」(注 1)に同意したのです。海を生業の場とする漁民にとって、低濃度とはいえ放射能汚染水を流すことは耐え難いことでした。しかし、この同意があったればこそ、2015 年 9 月からの地下水の汲上げ・浄化処理後の排水が始まり、汚染水発生量を系統的に減らせたのです。

ところが、今回の発表は「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません」という約束に違反するうえ、生活の場でもある海、そして今後の水産業をどのように守り育てるのかという視点はなく、「薄めて流すから安全だ」とのキャンペーンには漁業関係者でなくても納得できるものではありません。ミクロネシア連邦やオーストラリアなど 16 ヶ国が加盟する太平洋諸島フォーラムや全米海洋研究所協会、フィリピンの環境団体、中国、韓国など海外の政府や団体からも非難と反対の声が上がっています。

ALPS 処理水が海洋放出されれば、3.11 以後、まだ 2 割程度にしか回復していない福島県の漁業が大打撃をこうむるのみならず、「お魚を食べよう」と給食でおさかなメニューを増やすなど魚食を進めているひたちなか市にとっても、風評被害による魚離れは他人事ではありません。ひたちなか市の水産業と食を守るためにも、ALPS 処理水の海洋放出を認めないよう、決議してくださることを請願します。

(注 1) サブドレンは、建屋周辺の地下水をくみ上げて建屋への地下水流入を減らすための井戸で 200bq/L 前後の低濃度。海側遮水壁で海への流出を食い止められた地下水をくみ上げる地下水ドレンの汲上げ水は 3000bq/L 前後の汚染水。

【請願事項】

ひたちなか市議会は、ALPS 処理水の海洋放出反対の決議をあげてください。

上記の通り請願書を提出します。

令和 5 年 6 月 1 日

ひたちなか市議会議長 大谷 隆 殿

請願者

住所 ひたちなか市中根 3652-8

氏名 未来への風いちから

代表 荻 三枝子

紹介議員

宇田 貴子

〈別紙〉

ひたちなか市議会として、関係者の理解のない ALPS 処理水の海洋放出は認めない決議(案)

ひたちなか市議会は、ALPS 処理水の海洋放出について、2015 年 1 月の文書確約通り関係者の理解なしには処分しないことを確認し、海洋放出は認めないことを決議します。

令和 5 年 6 月 日

ひたちなか市議会

インボイス制度実施延期を求める意見書提出
を求める請願

紹介議員 宇田 貴子



インボイス制度実施延期を求める意見書提出を求める請願

2023年6月2日

【請願趣旨】

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押し付けられます。すでに、「インボイス登録しないと回答したら3月で契約が打ち切られた」事例が出ています。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。

影響を受けるのは小規模事業者やフリーランスではありません。太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲み物などの自動販売機を設置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働き掛けが行われています。

国会ではインボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされました。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めています。こうした対応は住民の負担増にもつながりかねません。

政府は161万の事業者がインボイス制度の対象になり、2480億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策です。

いまインボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

以上の趣旨により、地方自治法第99条の規定により、関係政府機関に意見書提出を求める請願を行います。

【請願項目】

- 1、「インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に提出して下さい。

請願者

日立民主商工会

〒316-0036 茨城県日立市鮎川町6丁目18-7 TEL0294-37-2160

代表者 武田 聡

ひたちなか市議会議長 大谷 隆 様

インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）

コロナ禍が暮らしと営業の危機的状況を深刻化させています。ウクライナ侵攻に起因するサプライチェーンの混乱や円安の影響で、燃油や資材などの価格高騰、納品遅れに加え、食品や生活必需品の大幅な値上がりが追い打ちをかけています。

こうした影響を受け、地域経済の中心を担う中小・小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が求められています。10月からのインボイス実施は、事務負担の増加を強いるとともに、免税事業者が取引から排除される恐れがあります。このままではインボイス導入を機に、個人事業主や農業従事者、フリーランス、文化事業者などを廃業の危機に追い込み、さらなる地域経済の衰退につながることは必至です。

インボイス導入に関し、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟など多くの団体が、現状のまま実施に踏み切ること懸念の声を上げています。私たちは住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃となるインボイス制度導入の延期を強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について要望するものです。

記

10月1日から導入されるインボイス制度の延期を求める

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2023年 月 日

ひたちなか市議会議長

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

令和5年6月28日

ひたちなか市議会
議長 大谷 隆 殿

経済建設委員会
委員長 北原 祐二

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件名

- (1) 経済環境行政について
- (2) 建設行政について
- (3) 都市整備行政について
- (4) 水道行政について